

ご契約に関するご連絡・お問い合わせ窓口

あいおいニッセイ同和損保
カスタマーセンター

0120-95-0055
(無料)

ご契約に関するお問い合わせについては、
右のコードもしくは当社ホームページ
(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>) から
ご確認いただくか、上記までご連絡ください。

アクセスは
こちら



【ご注意ください事項】

- プライバシー保護のため、ご契約に関するご連絡・お問い合わせは保険契約者
ご本人さまからお願いします。
- ご契約内容やお申し出内容によって、担当職員によるお手続きとなる場合も
あります。

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
カスタマーセンター

0120-721-101
(無料)

- 受付時間 [平日 9:00～17:00]
- 土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は



当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関で
ある一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協
会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人
日本損害保険協会
そんぽADRセンター

[ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)]

0570-022-808

- 受付時間 [平日 9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

事故が起これば

ペット保険請求アプリ「アニポス」からのご連絡 ANIPOS

10ページ

アプリをダウンロード後、診療明細書を撮影し、必要事項を
入力するだけで保険金請求手続きが完了します。
ホームページや電話によるご連絡は“不要”です。

※Google PlayおよびGoogle Play ロゴは、Google LLCの商標
です。また、AppleおよびAppleロゴは、米国その他の国で登録さ
れた Apple Inc.の商標です。

この
アイコン
が目印!



電話によるご連絡

日本生命お客さま専用ダイヤル

サンキュー アイ オ イ ニッセイドウ

0120-39-1012 (無料)

- 受付時間 [24時間365日]
- 携帯電話からも利用できます。
- おかけ間違いにご注意ください。



耳や言葉の不自由なお客さまも、Web機
能や「手話・筆談通訳サービス」を使って
「ペット保険(ワンにゃんdeきゅん)」専用
ダイヤルへご連絡いただけます。
詳細およびご利用は当社ホームページを
ご参照ください。

【手話・筆談通訳サービス】

テレビ電話を通じて、お客さまとオペ
レータが手話や筆談でやりとりし、それ
と同時に当社担当者へ電話(音声)
にて通訳します。



お客さま・事故の
お相手



テレビ
電話

オペレータ



電話
(音声)

当社担当者

ホームページからのご連絡

当社では、保険金請求のご連絡を素早く行っていただけるようホームページでも受付を行っています。

あいおいニッセイ同和損保

検索

公式HPトップ > 事故のご連絡

- このパンフレット兼重要事項説明書は「ワンにゃんdeきゅん」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ずP15～22「重要事項のご説明」を
ご覧ください。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」を当社ホームページでご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または
当社にお問い合わせください。なお、保険料払込みの際は当社所定の保険料領収証を発行すること
としておりますのでお確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保
険料領収証を発行しない場合があります)。
- ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者がご連絡・訪問
することがあります。
- 「ワンにゃんdeきゅん」はペット保険のペットネームです。
- このパンフレット兼重要事項説明書に掲載の保険料は2024年10月現在の保険料に基づくもの
ですので、保険料の改定等により変更となることがあります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

損24-2550,商品開発G(2024年5月承認)GA24-300081[CL12]

2024年10月1日以降保険始期用

パンフレット兼重要事項説明書



まだ誰も知らない安心を、ともに。



ワンにゃんdeきゅん編



あいおいニッセイ同和損保

あいおいニッセイ同和損保のペット保険



大切な家族の一員であるワンちゃんやネコちゃんたち。
毎日元気に過ごしてほしいと願う一方で
ケガや病気、体調不良などで心配になることも多いと思います。
そんなペットオーナーとワンちゃん・ネコちゃんたちに寄り添い、
ともに歩んでいける商品をご提供します。

※2024年3月末時点における当社ペット保険に対する満足度(総合満足度)のうち、
「満足」「どちらかといえば満足」と回答された方の割合



ご契約いただいた ペットオーナーの声



とても良い保険
だと思いました。
90%補償は
すごいです。

先日ワンちゃんのお腹が
ゆるくなり通院。
早速アニポスアプリで手続きを。
とても簡単で履歴も残り
使いやすいです。



自動車保険とのセット割引は
とても嬉しいサービスです。
今後ともよろしく
お願いいたします！



たくさんの方に
選ばれています！



これで愛犬も安心して
見守る事が出来ます！！
ありがとうございました！！



ワンにゃんdeきゅんは「CSV×DX」をコンセプトに、新しい安心の「カタチ」を提供し、
ペットオーナーとペットにとって安全・安心な社会の実現を目指します。

➡ 9~10ページ



がサポートする5つのきゅんポイント



お客様のニーズに合わせた さまざまなプランをご用意

- 万が一の入院や手術に備えたいけど保険料負担は抑えたい、手厚い補償がほしいといったお客さまニーズに寄り添えるよう、さまざまなプランをご用意しました。
- 大切なペットの最期に寄り添う「葬祭費用補償特約」もセット可能です。

➡ 3~4ページ



支払限度額までなら保険期間中の 保険金支払いは回数無制限

ご契約いただいたプランに定める支払限度額まで、保険期間中の保険金支払いは回数無制限となります。そのため、回数を気にすることなく大切なペットの治療に備えることができます。

※1 保険期間中の入院・手術の保険金は、支払限度額以内でお支払いします。
支払限度額に達した場合、保険契約は失効します。

※2 ワンにゃんdeきゅんの保険期間は1年間となります。

➡ 3~4ページ



当社のニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」・ 自動車保険・火災保険・傷害保険に ご加入なら割引も

一定の条件を満たしたご契約には、ワンにゃんdeきゅんの保険料に対し、「セット割引」※が適用されます。

※「セット割引」は「マモルで割引」を含みます。以下同様とします。

➡ 3~4、19~20、28ページ



ニッセイ個人賠償プラン
まるごとマモル



※セット割引の対象となる主な商品を表示しています。



各種サービスがペットとの暮らしを支える

- ペット専門の獣医師が、ケガや病気のことからしつけのことまで24時間365日電話でお応えする「ワンにゃん相談ダイヤル」をご用意しています。
- ペットの体調管理や病気の早期発見にお役立ちいただける「健康管理サービス」をご紹介します。

➡ 9ページ



アプリで簡単に保険金請求

スマートフォンなどのアプリで診療明細書を撮影し、必要事項を入力するだけで簡単に保険金請求が可能。ホームページや電話によるご連絡は「不要」です。

➡ 10ページ



補償概要

大切なペットがケガや病気をしてしまったとき、入院や手術、通院費用に備えるための基本となる補償や最期に寄り添うための「葬祭費用補償特約」をご用意。
(補償内容の詳細はP15～22「重要事項のご説明」をご確認ください)

商品概要は
こちら!



* 保険期間中の入院・手術の保険金は、支払限度額以内でお支払いします。
支払限度額に達した場合、保険契約は失効します。

基本となる補償

STEP 1

通院補償の
有無を選択

STEP 2

保険金支払
割合を選択

保険金支払割合

90%

保険金支払割合

70%

保険金支払割合

50%

STEP 3

葬祭費用補償特約
の有無を選択

通院あり

入院

+

手術

+

通院

手厚くしっかり
補償したい!

通院補償が
ほしいな...

おすすめ!

● 保険期間中の支払限度額

入院・手術の限度額 * 90万円

通院の限度額 36万円

● 入院・手術、通院費用

保険金支払割合 90% (注)

お客さま負担割合 10%

(注) 入院・手術、通院費用の90%を保険金としてお支払いします。

● 支払限度額

入院・手術、通院それぞれの限度額まで1回の支払限度額なし

● 支払限度回数

保険期間中の支払回数制限なし

● 保険期間中の支払限度額

入院・手術の限度額 * 70万円

通院の限度額 28万円

● 入院・手術、通院費用

保険金支払割合 70% (注)

お客さま負担割合 30%

(注) 入院・手術、通院費用の70%を保険金としてお支払いします。

● 支払限度額

入院・手術、通院それぞれの限度額まで1回の支払限度額なし

● 支払限度回数

保険期間中の支払回数制限なし

● 保険期間中の支払限度額

入院・手術の限度額 * 50万円

通院の限度額 20万円

● 入院・手術、通院費用

保険金支払割合 50% (注)

お客さま負担割合 50%

(注) 入院・手術、通院費用の50%を保険金としてお支払いします。

● 支払限度額

入院・手術、通院それぞれの限度額まで1回の支払限度額なし

● 支払限度回数

保険期間中の支払回数制限なし

※ 基本となる補償にて「通院あり」を選択した場合、「通院治療費用保険金補償特約」がセットされます。

満10才までセット可

葬祭費用補償特約

保険金額 3万円



対象ペットがケガや病気によって保険期間中に死亡し、死亡した日から1か月以内に被保険者が日本国内において火葬費用や仏具購入費用などの費用を負担した場合に、保険金をお支払いします。
※ 始期日時時点で満11才以上の場合にはセットできません(継続契約を含みます)。

18ページ

あわせて
チェック!

ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」・自動車保険・火災保険・傷害保

※ ワンにゃんdeきゅんの始期日時時点で有効な当社のニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」・所定の自動車保険・火災保険・傷害保険の場合「セット割引」が適用されます。詳しくは19～20ページをご確認ください。

険のいずれかにご加入の場合、ワンにゃんdeきゅんの保険料が5%割引になります!

いずれかのご契約があり、保険契約者が同一かつ取扱代理店が同一

ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」・自動車保険・火災保険・傷害保険についてはP.28をご確認ください

保険期間：1年間、セット割引：適用なし



- 新規でお申込みいただける年齢は生後30日～満10才までです。
- 年齢は保険契約の始期日(継続の場合は継続契約の始期日)時点での満年齢となります。
- 成犬でない混血犬の場合、成犬時の予想体重をお選びください。
- 葬祭費用(葬祭費用補償特約)は始期日時点で満10才までのご契約にセット可能です。
- クレジットカード払(売上票方式)を選択された場合、分割払(月払)はできません。詳細はP20をご確認ください。

犬A保険料表

●ウェルシュ・コーギー・ペンブローク ●シー・ズー ●ジャック・ラッセル・テリア ●チワワ ●トイ・プードル ●パピヨン ●ポメラニアン ●マルチーズ ●ミニチュア・シュナウザー
●ミニチュア・ダックスフンド ●ヨークシャー・テリア ●柴 ●混血犬(体重10kg

未満)

●パピヨン

●ポメラニアン

●マルチーズ

●ミニチュア・シュナウザー

など

[単位:円]

	支払割合・保険金額	年令	0才	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才	10才
通院あり	90%	一時払	33,160	30,960	28,780	32,990	37,180	41,390	52,590	63,780	74,980	86,520	98,070
		月払	3,040	2,840	2,640	3,020	3,410	3,800	4,820	5,850	6,870	7,930	8,990
	70%	一時払	27,070	25,360	23,660	26,930	30,200	33,460	42,190	50,880	59,600	68,580	77,560
		月払	2,480	2,320	2,170	2,470	2,770	3,060	3,870	4,670	5,470	6,290	7,110
	50%	一時払	20,980	19,750	18,540	20,880	23,210	25,540	31,770	37,980	44,210	50,630	57,040
		月払	1,930	1,810	1,700	1,910	2,130	2,340	2,910	3,480	4,050	4,650	5,230
通院なし	90%	一時払	16,300	15,080	13,880	15,830	17,770	19,730	25,640	31,540	37,450	42,790	48,140
		月払	1,490	1,380	1,270	1,450	1,630	1,810	2,350	2,890	3,430	3,920	4,410
	70%	一時払	13,530	12,580	11,640	13,160	14,680	16,190	20,800	25,380	29,980	34,140	38,300
		月払	1,240	1,150	1,070	1,210	1,350	1,480	1,910	2,330	2,750	3,130	3,510
	50%	一時払	10,760	10,080	9,410	10,500	11,580	12,660	15,950	19,220	22,510	25,480	28,450
		月払	990	920	860	960	1,060	1,160	1,460	1,760	2,060	2,340	2,610
葬祭費用	3万円	一時払	+400	+370	+340	+400	+450	+500	+720	+940	+1,150	+1,550	+1,950
		月払	+40	+30	+30	+40	+40	+50	+70	+90	+110	+140	+180

トイ・プードルが前腕骨(橈尺骨)を骨折し、入院・手術をして、その後通院した



入院(3日) 30,000円
手術(1回) 300,000円
通院(5日) 35,000円
治療費合計 365,000円

●通院あり・保険金支払割合90%の場合

入院・手術費用 330,000円	×	保険金支払割合 90%	=	支払保険金 297,000円
通院費用 35,000円	×	保険金支払割合 90%	=	支払保険金 31,500円

合計支払保険金 328,500円

※上記治療費は一例です。実際の治療費・治療内容は症状、動物病院ごとに異なります。

犬B保険料表

●アメリカン・コッカー・スパニエル ●イタリアン・グレーハウンド ●キャバリア・キング・チャールズ・スパニエル ●シェットランド・シープドッグ ●パグ ●ビーグル ●ビション・フリーゼ
●フレンチ・ブルドッグ ●ペキニーズ ●ボーダー・コリー ●ボストン・テリア ●ミニチュア・ピンシャー ●混血犬(体重10kg以上20kg未満)

キング・チャールズ・スパニエル

●シェットランド・シープドッグ

●パグ

●ビーグル

●ビション・フリーゼ

など

[単位:円]

	支払割合・保険金額	年令	0才	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才	10才
通院あり	90%	一時払	56,930	53,590	50,290	56,150	62,030	67,900	83,230	98,550	113,880	131,790	149,720
		月払	5,220	4,910	4,610	5,150	5,690	6,220	7,630	9,030	10,440	12,080	13,720
	70%	一時払	45,560	42,960	40,390	44,950	49,530	54,090	66,010	77,930	89,850	103,780	117,730
		月払	4,170	3,940	3,710	4,120	4,540	4,950	6,050	7,140	8,240	9,510	10,790
	50%	一時払	34,190	32,330	30,490	33,750	37,030	40,270	48,800	57,300	65,830	75,770	85,730
		月払	3,130	2,970	2,790	3,090	3,400	3,700	4,470	5,250	6,030	6,940	7,850
通院なし	90%	一時払	30,340	27,490	24,680	28,020	31,390	34,740	45,800	56,840	67,900	78,300	88,720
		月払	2,780	2,520	2,260	2,570	2,880	3,180	4,200	5,210	6,220	7,180	8,130
	70%	一時払	24,450	22,230	20,040	22,650	25,270	27,870	36,470	45,060	53,660	61,750	69,860
		月払	2,240	2,040	1,840	2,080	2,320	2,550	3,340	4,130	4,920	5,660	6,400
	50%	一時払	18,560	16,980	15,410	17,270	19,150	21,000	27,150	33,280	39,430	45,200	50,990
		月払	1,700	1,560	1,410	1,580	1,760	1,930	2,490	3,050	3,610	4,140	4,670
葬祭費用	3万円	一時払	+520	+470	+420	+510	+590	+680	+1,010	+1,340	+1,680	+2,290	+2,910
		月払	+50	+40	+40	+50	+50	+60	+90	+120	+150	+210	+270

フレンチ・ブルドッグが難治性細菌性皮膚炎になり、通院治療を行った



通院(14日) 154,000円
治療費合計 154,000円

●通院あり・保険金支払割合70%の場合

通院費用 154,000円	×	保険金支払割合 70%	=	支払保険金 107,800円
------------------	---	----------------	---	-------------------

※上記治療費は一例です。実際の治療費・治療内容は症状、動物病院ごとに異なります。

保険料

保険期間：1年間、セット割引：適用なし



- 新規でお申込みいただける年齢は生後30日～満10才までです。
- 年齢は保険契約の始期日(継続の場合は継続契約の始期日)時点での満年齢となります。
- 成犬でない混血犬の場合、成犬時の予想体重をお選びください。
- 葬祭費用(葬祭費用補償特約)は**始期日時点で満10才までのご契約にセット可能です**。
- クレジットカード払(売上票方式)を選択された場合、分割払(月払)はできません。詳細はP20をご確認ください。

犬C保険料表

●アフガン・ハウンド ●ゴールデン・レトリバー ●シベリアン・ハスキー
●混血犬(体重20kg以上)

●セント・バーナード ●バーニーズ・マウンテン・ドッグ ●ブルドッグ ●ラブラドル・レトリバー ●秋田 など

[単位:円]

	支払割合・保険金額	年令	0才	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才	10才
通院あり	90%	一時払	68,450	63,520	58,630	66,290	73,980	81,630	99,980	118,330	136,690	159,250	181,860
		月払	6,270	5,830	5,370	6,080	6,780	7,490	9,170	10,850	12,530	14,600	16,670
	70%	一時払	54,510	50,690	46,880	52,840	58,820	64,770	79,040	93,310	107,590	125,150	142,720
		月払	5,000	4,640	4,300	4,840	5,390	5,940	7,240	8,560	9,860	11,470	13,090
	50%	一時払	40,580	37,850	35,130	39,380	43,660	47,900	58,110	68,290	78,500	91,030	103,590
		月払	3,720	3,470	3,220	3,610	4,010	4,390	5,330	6,260	7,190	8,350	9,500
通院なし	90%	一時払	33,630	30,490	27,390	31,150	34,940	38,700	51,250	63,790	76,350	88,150	100,000
		月払	3,080	2,800	2,510	2,860	3,200	3,550	4,700	5,850	7,000	8,080	9,170
	70%	一時払	27,010	24,570	22,160	25,080	28,030	30,950	40,710	50,470	60,230	69,420	78,630
		月払	2,480	2,250	2,030	2,300	2,570	2,840	3,730	4,630	5,520	6,360	7,210
	50%	一時払	20,390	18,650	16,920	19,010	21,120	23,200	30,180	37,140	44,120	50,680	57,260
		月払	1,870	1,710	1,550	1,740	1,940	2,130	2,770	3,400	4,040	4,650	5,250
葬祭費用	3万円	一時払	+1,150	+1,010	+870	+1,120	+1,360	+1,610	+2,580	+3,560	+4,540	+6,340	+8,150
		月払	+110	+90	+80	+100	+120	+150	+240	+330	+420	+580	+750

ゴールデン・レトリバーが胃拡張捻転になり、入院・手術をして、その後通院した



入院(7日) 100,000円
手術(1回) 300,000円
通院(2日) 20,000円

治療費合計 420,000円

●通院あり・保険金支払割合90%の場合

入院・手術費用 400,000円 × 保険金支払割合 90% = 支払保険金 360,000円

通院費用 20,000円 × 保険金支払割合 90% = 支払保険金 18,000円

合計支払保険金 378,000円

※上記治療費は一例です。実際の治療費・治療内容は症状、動物病院ごとに異なります。

猫保険料表

猫は種類を問わず、下記保険料になります。

[単位:円]

	支払割合・保険金額	年令	0才	1才	2才	3才	4才	5才	6才	7才	8才	9才	10才
通院あり	90%	一時払	28,630	27,740	26,860	29,830	32,840	35,830	40,860	45,890	50,940	60,720	70,500
		月払	2,630	2,540	2,460	2,740	3,010	3,290	3,740	4,210	4,670	5,570	6,460
	70%	一時払	23,550	22,850	22,170	24,480	26,820	29,140	33,060	36,980	40,890	48,500	56,120
		月払	2,160	2,090	2,030	2,240	2,450	2,670	3,030	3,380	3,750	4,440	5,140
	50%	一時払	18,470	17,960	17,470	19,130	20,800	22,460	25,260	28,050	30,860	36,290	41,730
		月払	1,690	1,650	1,600	1,750	1,900	2,050	2,310	2,570	2,830	3,330	3,830
通院なし	90%	一時払	14,240	13,770	13,320	14,680	16,070	17,450	20,760	24,070	27,400	33,440	39,480
		月払	1,310	1,260	1,220	1,350	1,470	1,600	1,900	2,210	2,510	3,070	3,620
	70%	一時払	11,930	11,560	11,210	12,270	13,350	14,420	17,000	19,580	22,160	26,860	31,560
		月払	1,090	1,060	1,030	1,120	1,220	1,320	1,560	1,790	2,030	2,460	2,890
	50%	一時払	9,620	9,350	9,100	9,860	10,630	11,400	13,240	15,080	16,930	20,280	23,640
		月払	880	860	830	900	970	1,040	1,210	1,380	1,550	1,860	2,170
葬祭費用	3万円	一時払	+750	+650	+540	+650	+760	+870	+1,020	+1,160	+1,310	+1,590	+1,860
		月払	+70	+60	+50	+60	+70	+80	+90	+110	+120	+150	+170

猫が急性腎不全になり入院し、その後通院した



入院(5日) 123,000円
通院(12日) 84,000円

治療費合計 207,000円

●通院あり・保険金支払割合50%の場合

入院費用 123,000円 × 保険金支払割合 50% = 支払保険金 61,500円

通院費用 84,000円 × 保険金支払割合 50% = 支払保険金 42,000円

合計支払保険金 103,500円

※上記治療費は一例です。実際の治療費・治療内容は症状、動物病院ごとに異なります。

シーエスバイ

CSV

Creating Shared Value
社会との共通価値を創造していくこと

×

バイ

DX

デジタルトランスフォーメーションの略語
デジタル技術を活用し、価値を変革させること

データ・デジタルの活用で、ペットオーナーやペット・社会・地域の抱える課題を解決し、よりよい社会・地域を実現

ペットの高齢化や医療の高度化、それに伴う治療費の高額化などさまざまな環境変化が起こる中、当社はCSV×DXをコンセプトとしたペット保険「ワンにゃんdeきゅん」を発売しました。

「ワンにゃんdeきゅん」は、充実した補償として「保険金支払割合90%プラン」「葬祭費用補償特約」をご提供するほか、ペットの病気の未然予防としてご利用いただける「ワンにゃん相談ダイヤル」「健康管理サービス」や事故が起こった際は簡便なお手続きとスピーディーな保険金のお支払いを実現する「アニポスアプリによる保険金請求」など各種サービスもご提供・ご紹介します。

これらの商品・サービスを通じ、お客さま・社会・地域の皆さまとともに課題を解決することで、ペットオーナーとペットにとって安全・安心な社会の実現に貢献していきます。

1. 未然に防ぐ

24時間365日の電話相談サービス

ワンにゃん相談ダイヤル

24時間 365日 利用料 無料

ペット専門の獣医師が皆さまのお悩みに電話でお応えいたします! ※通話料はお客さま負担となります。

健康管理サービス

お散歩アプリ

活動量計

ペットの体調管理や病気の早期発見にお役立ちいただけるサービスをご紹介します。

2. 充実した補償

ニーズにあった補償の提供

ワンにゃんdeきゅん

3~4ページ

3. 影響を減らし、回復を支援

アニポスアプリで迅速な保険金請求

事故が起こった際のご連絡 **It's MORE**

いつも安心。もっと安心。

●万が一、ペットのケガや病気による治療費などをご負担された場合には、以下に記載の方法で当社にご連絡ください。

ケガや病気のご相談

愛犬、愛猫の「ケガ・病気」はもちろん、病気予防のご相談にもお応えいたします。愛犬、愛猫の体調が気になったら、すぐにご相談いただけます。健康維持のポイント等もお応えいたします。

しつけ・行動等のご相談

「しつけ・行動」等に関する相談にも、獣医師が丁寧にお応えいたします。

ごはんに関するご相談

食事やおやつとの与え方、好き嫌い等ごはんに関するお悩みも、獣医師にご相談いただけます。

病院紹介、診察結果の確認等のご相談

最寄の動物病院・夜間診療病院をご紹介します。動物病院での診察結果や治療内容に不安があるときのご相談にもお応えいたします。

※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。

●緊急の場合やご相談内容によってはサービスを利用できない場合があります。

●サービスをご利用いただける方は保険契約者または被保険者となります。

●サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

●サービスは当社が委託している提携サービス会社にご提供します。

●上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」に掲載している「ペット保険サービスガイド」でご確認ください。

ワンちゃん向け お散歩アプリ (ALKOO with わんこ)

ワンちゃんの種類や年齢、体格(小型、中型、大型)、気候などの情報から最適な、お散歩コースをご提案します。

※1 本サービスは株式会社ナビタイムジャパンが提供します。

※2 ご利用にあたり、専用アプリのダウンロードが必要です。

※3 本サービスは「ワンちゃん」が対象です。

11ページ

活動量計 (PLUS CYCLE)

●動きや休息、ジャンプ回数等が測定可能な犬猫用活動量計を活用した健康管理サービスです。

●ワンにゃんdeきゅんをご契約いただいたお客さまは、9,950円で購入いただけます。

※1 本サービスは株式会社日本動物高度医療センターが提供します。

※2 ご利用にあたり、専用アプリのダウンロードが必要です。

12ページ

●サービスをご利用いただける方は保険契約者または被保険者となります。

●サービス利用料やデータ通信料などはお客さま負担となります。

●サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

●上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細は各サービス提供会社ホームページへリンクするP11~12記載のQRコードからご確認ください。

●ご利用方法については、保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」に掲載している「ペット保険サービスガイド」でご確認ください。

●サービスは、提供会社の責任において行われるものとし、提供したサービスに起因する損害等については当社は責任を負わないものとします。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

アニポスアプリによる保険金請求

ペット保険金請求アプリ「アニポス」を利用した保険金請求が可能です!

- 紙の保険金請求書に替わって、スマートフォンなどで簡単に保険金請求を行うことができるアプリです。
- アプリで診療明細書を撮影し、必要事項を入力するだけで、保険金請求手続きが完了します。
- アニポスアプリによる保険金請求の場合、ホームページや電話によるご連絡は不要です。
- アニポスアプリは下のQRコードもしくはApp Store、Google Playにて「アニポス」で検索して、ダウンロードください。

保険金請求は簡単3ステップ

STEP1 まずは右記のQRコードからアプリをダウンロード

STEP2 病院でもらった診療明細書をスマートフォンなどで撮影し、アプリに必要事項を入力

STEP3 必要事項を入力後、スマートフォンなどで請求手続きが完結し、書類作成や郵送は不要

このアイコンが目印!

ANIPOS

Download on the App Store GET IT ON Google Play

App Store、Google Playにて「アニポス」で検索!

※1 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2 Google PlayおよびGoogle Play ロゴは、Google LLCの商標です。また、AppleおよびAppleロゴは、米国その他の国で登録されたApple Inc.の商標です。

●ご請求内容の不備等により、連絡を差し上げたり、書類の送付をお願いしたりする場合があります。

●保険金請求アプリ「アニポス」は株式会社アニポスと提携し、同社のアプリによる保険金請求サービスを提供するものです。

●当社は保険金請求アプリ「アニポス」の内容を事前に通知することなく中止または終了する場合がございます。

●上記はアニポスアプリの概要を記載したものです。詳細およびご利用方法については、株式会社アニポスホームページ(https://guides.anipos.co.jp/ad-sonpo)でご確認ください。

健康管理サービス

ワンちゃん向けお散歩アプリ

「ALKOO with わんこ」



あらゆる情報からワンちゃんの最適なお散歩コースをご提案します。

詳細は
こちら



Point 1
情報を
まとめて閲覧

ペットのお散歩の履歴や、天候の情報がまとめて表示されるため、確認・管理がしやすくなります。

Point 2
PLUS CYCLE
と連動可能

ペット登録の際には、PLUS CYCLEとの連動が可能です。連動することで日頃の活動量に応じたお散歩量をご提案することができます。

Point 3
毎回異なるお散歩
コースをご提案

天気や気温などを考慮してお散歩コースをご提案するため、飽きずにワンちゃんのお散歩を楽しめます。また、天候により日陰・日向ルートを表示し、最適なルートを提示します。

基本利用料無料

※1 データ通信料はお客さま負担となります。
※2 プレミアムコースのご利用は有料です。

「ALKOO with わんこ」の使い方

※画面イメージは開発中のものであり、実際のアプリ画面とは異なる可能性があります。

- 1 ALKOOトップ画面から起動（初回は証券番号入力）
- 2 ペットや散歩、天候の情報を表示
- 3 初回および新たに飼育するときはペットを登録（PLUS CYCLEと連動可能）
- 4 散歩に連れていくペットを選択（複数可能）



- 5 希望する条件でお散歩コースを検索し、決定（天候により日陰・日向ルートを表示）
- 6 ナビゲーションに従い散歩を実施（天候悪化時はアラート表示）
- 7 散歩を終了し、散歩の内容を記録
- 8 ペットごとの散歩の内容、履歴を管理



●本サービスは株式会社ナビタイムジャパンが提供します。
●ご利用にあたり、専用アプリのダウンロードが必要です。
●ご利用方法については、上記QRコードまたは保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」に掲載している「ペット保険サービスガイド」でご確認ください。
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

犬猫用活動量計を活用した健康管理サービス

活動量計 PLUS CYCLE

詳細は
こちら



動きや休息、ジャンプ回数等を測定することで、大切な家族の“ちいさなSOS”にPLUS CYCLEが気づき、アプリでお知らせします。

ALKOO with わんこ

+

PLUS CYCLE

活動量計「PLUS CYCLE」と連動可能!

活動量を測定可能なPLUS CYCLEと連動させることで、日頃の活動量に応じたお散歩量をご提案することができます。

活動量計は
軽量かつコンパクト

大きさ: Φ27x9.1mm
重さ: 約9g
※バッテリーはボタン電池です。



ワンちゃんやネコちゃんの
首輪やお洋服に装着



アプリでは活動量計のデータを確認したり、
日々の体調を記録したりすることが可能



ワンにゃんdeきゅん
ご契約者様

特別価格: 9,950円

※クーポンコード利用後の価格です。



- 本サービスは株式会社日本動物高度医療センターが提供します。
- ご利用にあたり、専用アプリのダウンロードが必要です。
- 別途購入の付属品「Wi-Fiゲートウェイ」を購入した場合、Wi-Fiとの接続が必要です。
- データ通信料はお客さま負担となります。
- ご利用方法については、上記QRコードまたは保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」に掲載している「ペット保険サービスガイド」でご確認ください。
- ※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

その他サービス

その他にも健康管理サービスがあります。本パンフレットに記載している健康管理サービス以外につきましては、保険契約者専用webサービス「ご契約者さま専用ページ」に掲載している「ペット保険サービスガイド」でご確認ください。



- サービスをご利用いただける方は保険契約者または被保険者となります。
- サービス利用料やデータ通信料などはお客さま負担となります。
- サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ご利用方法については、保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」に掲載している「ペット保険サービスガイド」でご確認ください。
- サービスは、提供会社の責任において行われるものとし、提供したサービスに起因する損害等については当社は責任を負わないものとします。

ご確認ください

Q&A

新規で加入できるペットは？

始期日時点の年令が生後30日～満10才までの家庭で飼育されている愛がん動物または伴侶動物（盲導犬、介助犬、聴導犬を含む）である犬または猫です。

何才まで継続できるの？

継続時の年令制限はありません。パンフレットに保険料の記載がない場合は取扱代理店または当社にお問合わせください。

ただし、「葬祭費用補償特約」は満11才以降の継続契約にはセットできません。

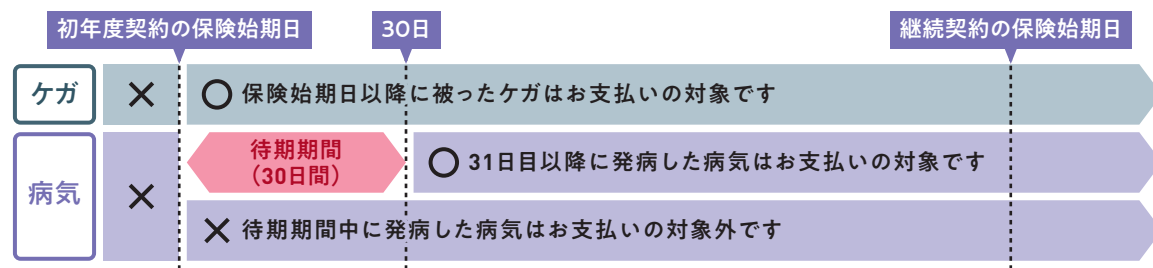
※保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことがあります。

ケガや病気をしたらすぐに補償されるの？

ケガの場合は、初年度契約の始期日以降に被ったケガを補償します。

病気の場合は、初年度契約の始期日から30日間の待期待期間があります。待期待期間中に発病した病気は、待期待期間終了後も保険金をお支払いできません。また、初年度契約の保険始期前のケガ・病気は補償の対象となりません。

※待期待期間中に発病した病気は、翌年以降の継続後もお支払いの対象外となります。



歯科治療は補償されるの？

歯科治療は補償の対象外です。他にも、予防、不妊、避妊に関する費用、療法食、健康補助食品の費用等、保険金をお支払いできない場合があります。詳細はP16～18をご確認ください。

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

- 加入前からのケガや病気
- 歯科治療
- ワクチン接種や定期健診のための費用
- 不妊、避妊、妊娠、出産
- ワクチン等により予防できる病気 など

混血犬の保険料は？

申込時点の体重(成犬でない場合は「成犬時の予想体重」)により決まります。なお、保険期間の途中で体重の変動があった場合でも、保険料は変わりません。継続時に改めて取扱代理店に申告してください。

ペットの生年月日がわからない場合は？

かかりつけまたはお近くの動物病院で推定の年令を確認し、それに応じた生年月日とします。

契約の途中でプラン変更はできるの？

変更できません。

契約の途中で支払限度額まで保険金が支払われたら？

【入院・手術費用】

保険期間中に支払った入院・手術の保険金の額が支払限度額に達した場合、その保険契約は失効します。

【通院費用】

保険期間中に支払った通院の保険金の額が支払限度額に達した場合、その保険契約および特約は失効しますが、保険期間中に限度額を超えた部分は支払対象外となります。 ※継続時に自動的に復活します。

お申込みの前のチェックポイント



あいおいニッセイ同和損保にてニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」・自動車保険・火災保険・傷害保険のご契約はありませんか？

既に当社でニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」・自動車保険・火災保険・傷害保険のいずれかにご加入いただいております、所定の条件を満たす場合、「セット割引」が適用されます。

19～20・28ページ



ご契約には待期待期間があります

病気の場合、初年度契約の始期日から30日間の待期待期間がありますのでご注意ください。

13・19ページ



新規のご契約時にはペットの写真が必要です

3か月以内に撮影した対象ペットの写真をご用意ください。

24・26ページ



新規のご契約時にはペットの生年月日や健康状態等を告知いただきます

正しく告知しただけなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、対象ペットの健康状態によりお引受けできない場合や、特定の病気・身体部位について補償対象外としてお引受けする場合があります。

20～21・25ページ



プランに応じた支払限度額があります

入院や手術、通院などにかかった費用は、プランごとに決められた支払限度額まで保険金をお支払いします。

3～4ページ



保険証券・約款はwebにてご確認ください

「ご契約者さま専用ページ」にてご契約内容などを確認することができます。

23～24ページ



保険料は毎年変わります

保険料は保険始期日（継続の場合は継続契約の保険始期日）時点での満年令によって決まります。

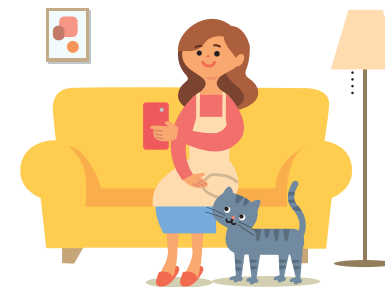
5～8ページ



補償内容が同様のご契約が他にありませんか？

この保険契約の全部または一部に対して補償が同じである他の保険契約等（共済契約を含みます。）がある場合は、ワンにゃんdeきゅんはご契約できません。

16・19ページ



重要事項のご説明

令和6年10月以降始期契約用

※保険申込み時の申込最終確認は、本重要事項のご説明の受領証明を兼ねています。

この書面は、ワンにゃんdeきゅんに関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。
ご契約前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に記載しています。ワンにゃんdeきゅんは、書面の保険証券やご契約のしおり（普通保険約款・特約）はお届けしません。これらにつきましては当社ホームページをご確認ください。

■ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者がご連絡・訪問することがあります。
※本書面中「保険証券」とは当社ホームページで確認する「ペーパーレス保険証券（eco保険証券）」を含みます。

マークのご説明



保険商品の内容をご理解いただくための事項を契約概要として記載しています。



ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を注意喚起情報として記載しています。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

ワンにゃんdeきゅんは、選択したプランによって、下表の4つの補償範囲から構成されています。また、治療費用および通院治療費用は、保険金支払割合に応じた金額を保険金としてお支払いします。お客さまのご希望にあわせたプランを選択してください。

			通院あり	通院なし	通院あり (葬祭費用あり)	通院なし (葬祭費用あり)
基本となる補償	治療 費用 保険金	入院	○	○	○	○
		手術	○	○	○	○
		手術を伴う通院（日帰り手術）	○	○ ^(注)	○	○ ^(注)
通院治療費用 保険金補償特約	通院 治療 費用 保険金	手術を伴わない通院	○	×	○	×
葬祭費用補償特約	葬祭費用保険金		×	×	○	○



申込時に告知した内容によりセットされる特約	特定疾病・特定部位補償対象外特約
-----------------------	------------------

（注）手術を伴う通院（日帰り手術）の場合には、手術日の手術費用以外の治療費用も補償の対象となります。ただし、手術の原因となるケガや病気にかかる費用に限ります。

■ワンにゃんdeきゅんで補償されるペットは、家庭で飼育されている「犬」「猫」に限ります^(注1)。
また、新規加入できるペットは始期日時点の年齢が生後30日から満10才までとなります。
継続契約の場合、年齢制限はありません。ただし、継続契約の場合でも「葬祭費用あり」プランは始期日時点の年齢が満10才までとなり、満11才以降は契約できません。
なお、1契約でお引受けできるペットは1頭までとなります。^(注2)
（注1）盲導犬、介助犬、聴導犬を含みます。ただし、闘犬、興行犬、賭犬、獺犬、繁殖を主たる目的とした犬・猫、その他商業目的の犬・猫は含みません。
（注2）複数頭の契約をご希望される場合は、お手数ですが1頭ずつご契約ください。

■被保険者の範囲は次のとおりです。^(注1)

- ① 保険契約時に指定した被保険者本人
- ② 被保険者本人の配偶者^(注2)
- ③ 被保険者本人またはその配偶者の同居の親族^(注3)
- ④ 被保険者本人またはその配偶者の別居の未婚^(注4)の子

（注1）同居・別居の別や続柄は、保険金支払事由発生時のものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでの同居には該当しません。

（注2）配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

（注3）親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

（注4）未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

■ワンにゃんdeきゅんは、この保険契約の全部または一部に対して補償が同じである他の保険契約等（共済契約を含みます。）がある場合、ご契約できません。

2 基本となる補償 等

(1) 基本となる補償 等



① 治療費用保険金および通院治療費用保険金において、**次の費用は補償の対象外**となります。

- ワクチン接種費用およびその他病気予防のための検査または投薬、予防接種費用および定期健診、予防的検査のための費用
- 妊娠、出産、帝王切開、人工流産等の繁殖に関連する費用および出産後の症状の治療費用
- 不妊、避妊を目的とした手術および処置に伴う費用
- 乳歯遺残、停留嚢丸、臍ヘルニア、鼠径ヘルニアおよび^{しじょう}腱毛乱生に起因する全ての処置ならびに爪の切除^(注1)、爪切、肛門腺除去および肛門腺絞りの処置費用
- 断耳、断尾、声帯除去および美容整形など、病気治療ではない手術に要する費用
- 歯科治療費用^(注2)および歯石除去費用
- 入院中の食餌に該当しない食物および療法食ならびに獣医師が処方する医薬品以外のもの^(注3)に関する費用
- シャンプー、薬用シャンプー、医薬品シャンプーおよびイヤークリーナー^(注4)に関する費用
- ノミおよびマダニの除去費用
- 漢方、温泉療法、酸素療法、免疫療法等の代替的処置による治療のための費用
- 治療費以外の往診費用・オンライン診療費用^(注5)・対診費用および夜間診療や休日診療による割増費用。これらの費用以外の次頁②「保険金をお支払いする場合」に記載の費用は支払対象となります。
- ペットの移送費
- マイクロチップの装着費用およびペットの登録費用
- 安楽死のための費用
- 葬儀費および埋葬費等ペットの死後に要した費用
- 各種証明書類の作成費用および郵送費
- 相談料および指導料ならびにカウンセリングおよびセカンドオピニオンのための費用
- 健康体に行われた検査後に症状原因または診断名が確定した場合のその検査費用^(注6)
- 動物病院へ行かずに薬剤のみ配達される場合の配達料^(注7)およびこれらと同種の費用

（注1）爪の切除には、^{きつ}狼爪の除去を含みます。

（注2）歯科治療費用とは、歯および歯肉の治療費用をいい、不正咬合その他異常形成の改善治療費用を含みます。

（注3）獣医師が処方する医薬品以外のものとは、健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品等をいいます。

（注4）シャンプー、薬用シャンプー、医薬品シャンプーおよびイヤークリーナーには、動物病院内で処置に用いられるものを含みません。

（注5）オンライン診療費用とは、遠隔診療費および延長料等の各動物病院におけるオンライン診療固有の割増費用、オンライン診療にかかる予約料、システム利用料、通信費ならびに明細書等の郵送費用をいいます。

（注6）健康体に行われた検査後に症状原因または診断名が確定した場合のその検査費用には、健康体を想定して行われた検査費用を含み、加療の効果を計るために治療の一環を構成する検査費用は含みません。

（注7）動物病院へ行かずに薬剤のみ配達される場合の配達料には、オンライン診療における薬剤の配達料も含みます。

② 保険金の種類ごとの保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
治療費用保険金	対象ペットが身体障害を被り、その直接の結果として日本国内の動物病院において保険期間中に入院または手術 ^(注1) による治療を受けたことにより被保険者がその治療費を負担した場合 〈対象となる費用〉 a. 獣医師の行う診断 ^(注2) に要する費用 b. 獣医師による診察費 ^(注3) 、処置費および手術費 c. 動物病院の入院費 d. 獣医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料 (注1) 手術には、日帰り手術を含みます。 (注2) 診断には、諸試験またはX線検査等の諸検査を含みます。 (注3) 診察費とは、初診費および再診費をいいます。 ※手術を伴わない通院 ^(*) による治療を受けた場合によって発生した費用については保険金をお支払いできません。 (*) 通院とは、動物病院に通い、または往診により、対象ペットに治療を受けさせることをいい、オンライン診療による診療を含みます。	損害の額^(注1) × 保険金支払割合^(注2) (注1) 損害の額とは、被保険者が負担した費用の額をいい、第三者からの損害賠償金がある場合はその額を差し引いた残額とします。 (注2) 保険金支払割合とは、保険証券記載の保険金支払割合をいいます。 ※保険期間を通じて、保険証券記載の治療費用保険金の支払限度額が限度となります。 ※当社が支払った治療費用保険金の支払額の合計額が保険証券記載の治療費用保険金の支払限度額に相当する額となった場合、この保険契約は失効します。	a. 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時)より前に被っていたケガについては保険金をお支払いできません。 b. 始期日(継続契約の場合は継続されてきた初年度契約の始期日)からその日を含めて30日を経過した日の翌日午前0時より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。ただし、この保険契約に「待期間の不設定に関する特約」がセットされている場合は、保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時)より前に被っていた病気については保険金をお支払いできません。 c. 次のいずれかに該当する事由によって対象ペットが身体障害を被った場合は、保険金をお支払いできません。 ● 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ● 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ● 原因がいかなる場合でも、対象ペットに対して給餌または給水等基本的な管理を怠ったこと ● 被保険者の精神障害、心神喪失または酒に酔った状態により正常な判断ができないおそれのある状態における行為 ● 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響による行為 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波など d. 次に掲げる身体障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ● 狂犬病、犬ジステンパーウイルス感染症、犬パラインフルエンザ感染症、犬アデノウイルス感染症、犬コロナウイルス感染症、レプトスピラ感染症、犬パルボウイルス感染症、フィリア症、猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫ウィルス性鼻気管炎、猫白血病ウイルス感染症等のワクチン等による予防措置の可能な感染症 ^(注) ● 猫伝染性腹膜炎、猫後天性免疫不全症候群(FIV) e. 特定疾病・特定部位補償対象外の条件で引受けとなった場合、「特定疾病・特定部位補償対象外特約」がセットされます。この場合、対象ペットの受けた治療の原因となった身体障害が保険証券記載の病気または身体部位に発生した身体障害である場合は、保険金をお支払いできません。 (注) 予防措置の可能な感染症の発病がその予防措置の有効期限内であった場合を除きます。
通院治療費用保険金	対象ペットが身体障害を被り、その直接の結果として日本国内の動物病院において保険期間中に手術を伴わない通院 ^(注1) による治療を受けたことにより被保険者がその治療費を負担した場合 〈対象となる費用〉 a. 獣医師の行う診断 ^(注2) に要する費用 b. 獣医師による診察費 ^(注3) および処置費 c. 獣医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料 (注1) 通院とは、動物病院に通い、または往診により、対象ペットに治療を受けさせることをいい、オンライン診療による診察を含みます。 (注2) 診断には、諸試験またはX線検査等の諸検査を含みます。 (注3) 診察費とは、初診費および再診費をいいます。	損害の額^(注1) × 保険金支払割合^(注2) (注1) 損害の額とは、被保険者が負担した手術を伴わない通院による治療に係る費用の額をいい、第三者からの損害賠償金がある場合はその額を差し引いた残額とします。 (注2) 保険金支払割合とは、保険証券記載の保険金支払割合をいいます。 ※保険期間を通じて、保険証券記載の通院治療費用保険金の支払限度額が限度となります。	a. 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時)より前に対象ペットの死亡の原因となったケガを被っていた場合は保険金をお支払いできません。 b. 始期日(継続契約の場合は継続されてきた初年度契約の始期日)からその日を含めて30日を経過した日の翌日午前0時より前に対象ペットの死亡の原因となった病気を被っていた場合は保険金をお支払いできません。ただし、この保険契約に「待期間の不設定に関する特約」がセットされている場合は、保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時)より前に被っていた病気による死亡については保険金をお支払いできません。 c. 次のいずれかに該当する事由によって発生した対象ペットの死亡に対しては、保険金をお支払いできません。 ● 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ● 被保険者の闘争行為、自殺または犯罪行為 ● 原因がいかなる場合でも、対象ペットに対して給餌または給水等基本的な管理を怠ったこと ● 被保険者の精神障害、心神喪失または酒に酔った状態により正常な判断ができないおそれのある状態における行為 ● 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響による行為 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波など d. 次のいずれかに該当する対象ペットの死亡に対しては、保険金をお支払いできません。 ● 保険契約者、被保険者および保険金受取人等の要望や意見によって、獣医師が行った安楽死 ● 保険契約者、被保険者、保険金受取人または獣医師の詐欺等の不正行為による死亡 e. 特定疾病・特定部位補償対象外の条件で引受けとなった場合、「特定疾病・特定部位補償対象外特約」がセットされます。この場合、対象ペットの死亡の原因が保険証券記載の病気または身体部位に発生した身体障害である場合は、保険金をお支払いできません。

※1 対象ペットとは、保険の対象となる保険証券記載の犬または猫をいいます。 ※2 身体障害とは、ケガまたは病気をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
葬祭費用保険金	対象ペットが身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に死亡し、被保険者が日本国内において葬祭費用を負担することによって損害を被った場合 〈対象となる費用〉 対象ペットが死亡した日からその日を含めて1か月以内に被保険者が負担した次の費用とします。 a. 公的施設または葬祭事業者で行った遺体処理費用または火葬費用 b. 葬祭事業者に委託した遺体搬送にかかわる費用 c. 供養のための仏具または慰霊のための道具 ^(注1) の購入費用 d. 寺院または霊園における読経および埋葬費用 ^(注2) (注1) 慰霊のための道具とは、メモリアルプレートや遺骨カプセル等、仏具に代わる物や遺骨等を収納または加工した物をいいます。 (注2) 埋葬費用には、墓石の購入・設置費用を含みます。	損害の額^(注) (注) 損害の額とは、被保険者が負担した費用の額をいい、第三者からの損害賠償金がある場合はその額を差し引いた残額とします。 ※保険証券記載の葬祭費用保険金額(3万円)が限度となります。	a. 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時)より前に対象ペットの死亡の原因となったケガを被っていた場合は保険金をお支払いできません。 b. 始期日(継続契約の場合は継続されてきた初年度契約の始期日)からその日を含めて30日を経過した日の翌日午前0時より前に対象ペットの死亡の原因となった病気を被っていた場合は保険金をお支払いできません。ただし、この保険契約に「待期間の不設定に関する特約」がセットされている場合は、保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時)より前に被っていた病気による死亡については保険金をお支払いできません。 c. 次のいずれかに該当する事由によって発生した対象ペットの死亡に対しては、保険金をお支払いできません。 ● 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ● 被保険者の闘争行為、自殺または犯罪行為 ● 原因がいかなる場合でも、対象ペットに対して給餌または給水等基本的な管理を怠ったこと ● 被保険者の精神障害、心神喪失または酒に酔った状態により正常な判断ができないおそれのある状態における行為 ● 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響による行為 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波など d. 次のいずれかに該当する対象ペットの死亡に対しては、保険金をお支払いできません。 ● 保険契約者、被保険者および保険金受取人等の要望や意見によって、獣医師が行った安楽死 ● 保険契約者、被保険者、保険金受取人または獣医師の詐欺等の不正行為による死亡 e. 特定疾病・特定部位補償対象外の条件で引受けとなった場合、「特定疾病・特定部位補償対象外特約」がセットされます。この場合、対象ペットの死亡の原因が保険証券記載の病気または身体部位に発生した身体障害である場合は、保険金をお支払いできません。

※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額^(*)の合計額が、被保険者が負担した費用の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。
・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額^(*)
・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、被保険者が負担した費用の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額^(*)を限度とします。

(*) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(2) 主な特約の概要

特定疾病・特定部位補償対象外特約	対象ペットが受けた治療の原因・葬祭費用保険金を支払う死亡の原因となった身体障害が、保険証券記載の病気・身体部位に発生した身体障害である場合は、保険金を支払わないこととする特約です。
------------------	--

(3) 支払限度額・保険金額の設定



支払限度額・保険金額は、プランにより決まっています。実際にご契約いただく支払限度額・保険金額は、申込画面等でご確認ください。
また、ワンにゃんdeきゅんの治療費用保険金および通院治療費用保険金は保険金支払割合に応じた金額を保険金として支払います。
選択した保険金支払割合も必ずご確認ください。
※当社が支払った治療費用保険金の支払額の合計額が保険証券記載の治療費用保険金の支払限度額に相当する額となった場合、この保険契約は失効します。

(4) 複数のご契約があるお客さまへ



 ワンにゃんdeきゅんは、この保険契約の全部または一部に対して補償が同じである他の保険契約等（共済契約を含みます。）がある場合、ご契約できません。

ワンにゃんdeきゅんは、補償内容が同様の保険契約（ワンにゃんdeきゅん以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、**保険料が無駄になることがあります**。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご契約の要否を判断のうえ、ご契約ください。
※複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、**補償がなくなることがありますのでご注意ください**。

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期



- ① 保険期間：1年間
- ② 補償の開始：始期日の午後4時（申込画面等に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）
- ③ 補償の終了：満期日の午後4時

 初年度契約には、「病気」を発病した場合に保険金をお支払いすることができない待期間があります。

待期間	初年度契約の保険契約の始期日から30日間の「待期間」があります。待期間中に発病した病気は、待期間終了後も保険金お支払いの対象外となります。また、翌年以降の継続後もお支払いの対象外となります。
※当社の定める条件に合致し「待期間の不設定に関する特約」をセットした場合等、一部のご契約については待期間の設定はありません。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。	

3 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料は、対象ペットの種類・品種^(注1)・始期日時点の満年齢、ご契約プラン等のほか、割引の適用有無により決まります。実際に契約する保険料は申込画面等でご確認ください。また、2年度目以降の継続保険料は継続契約の保険始期日時点の対象ペットの満年齢により原則毎年変わります^(注2)。下記の割引制度についても該当する契約がないか必ずご確認ください^(注3)。

マモルで割引	ワンにゃんdeきゅんの始期日時点で次のいずれにも該当する場合、ワンにゃんdeきゅんの保険料が5%割引されます。		
	①「まるごとマモル」を契約しており、かつ、保険契約が有効である（注4）		
	②保険契約者が、ワンにゃんdeきゅんおよび「まるごとマモル」と同一の方である		
	③取扱代理店が、ワンにゃんdeきゅんおよび「まるごとマモル」と同一である		
セット割引	ワンにゃんdeきゅんの始期日時点で、次のいずれにも該当する場合、ワンにゃんdeきゅんの保険料が5%割引されます。詳細は、取扱代理店までお問合わせください。		
	①当社にて、下記の「対象となる契約」のいずれかを契約しており、かつ、保険契約が有効である（注4）		
	②保険契約者が、ワンにゃんdeきゅんおよび下記の「対象となる契約」と同一の方である		
	③取扱代理店が、ワンにゃんdeきゅんおよび下記の「対象となる契約」と同一である		
	対象となる契約	自動車保険	保険期間が1年以上の当社所定の自動車保険
		火災保険	始期日が2013年10月1日以降で保険期間が1年以上の当社所定の火災保険
傷害保険		保険期間が1年の当社所定の傷害保険	

- (注1) 混血犬の場合は申込時点の体重（成犬でない場合は「成犬時の予想体重」）により決まります。なお、保険期間の途中で体重の変動があった場合でも、保険料は変わりません。継続時に改めて取扱代理店に申告してください。
(注2) 継続時の保険料は満期時にご案内します。
(注3) 該当する契約が2契約以上あっても、1契約のみを対象とすることができます。
(注4) 次のいずれかの場合は割引対象外となります。

- ① 対象となる契約が満期を迎えていて、既に契約が終了している場合
- ② 対象となる契約を解約している場合（解約手続き中および解約予定を含みます）
- ③ 対象となる契約の満期日と今回ご契約いただくワンにゃんdeきゅんの始期日が同一で、対象となる契約を継続しない場合

(2) 保険料の払込方法



- ① 保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。

主な払込方法	一時払	分割払(月払) ^(注)
口座振替	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○	×

(注) 保険料割増が適用されます。
※ご契約内容により選択できない払込方法があります。

- ② 保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、取扱代理店または当社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い



- ① 口座振替により払い込む初回保険料^(注1)および第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までに払い込んでください。保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合、保険料払込期日の翌月末日まで払込みの猶予があります^(注2)が、猶予期間を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

- (注1) 一時払保険料を含みます。
(注2) 口座振替については、保険契約者に故意および重大な過失がない場合に限り、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。なお、分割保険料の口座振替が2か月連続でできないことが保険期間中に2回以上となる場合には、原則として満期日までの未払込分の保険料全額を一括して請求します。
- ② 分割払(月払)でご契約され、年額保険料の払込みを完了する前に、次のいずれかに該当したときは、当社は未払込分の保険料を請求することがあります。
- a. 保険期間中にお支払いする治療費用保険金の合計額が、支払限度額に相当する額となった場合
 - b. 葬祭費用保険金を支払う場合

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。
当社にて初回保険料の払込みを確認した後に、保険金をお支払いします。

4 満期返れい金・契約者配当金



この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)



- (1) 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、申込画面等で告知された内容のうち、「※」印(または【告知事項】)がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①愛犬・愛猫を飼われている目的	②愛犬・愛猫の生年月日
③愛犬・愛猫の健康状態	④他の保険契約等



- 健康状態告知は、質問事項をよくお読みのうえ、正しく告知してください。また、告知内容により、ご契約をお引受けできない場合や、特定の疾病・身体部位について補償の対象外とする「特定疾病・特定部位補償対象外特約」をセットしてお引受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は健康状態は告知事項とはなりません。

2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

注

この保険は保険期間が1年以下となるため、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

3 現在のご契約の解約を前提とした新たにご契約

注

(1) 現在のご契約について解約をする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2) 新たにご契約（ワンにゃんdeきゅん）の申込みをする場合のご注意事項

- ①対象ペットの健康状態により、新たにご契約をお引受けできない場合があります。
 - ②新たにご契約の保険期間の開始時より前に発生していた病気やケガなどに対しては、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ③新たにご契約の始期日における対象ペットの年齢により計算した保険料^(注)を適用し、新たにご契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たにご契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
- (注) 保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

Ⅲ. 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等（ご契約後にご連絡いただく事項）

注

次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店または当社までご連絡ください。

- ①保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ②譲渡等により、保険契約者・被保険者本人が対象ペットを所有または管理する方でなくなった場合

※ワンにゃんdeきゅんは、保険期間の途中で契約プランを変更することはできません。

2 解約と解約返れい金

契

注

ご契約を解約する場合は、ご契約の取扱代理店または当社までお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

その他ご留意いただきたいこと

1 事故が起こった場合

事故が起こった場合、遅滞なくご契約の取扱代理店または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」の「保険金のご請求時に提出いただく書類」に定める書類を提出していただく必要があります。

2 親族連絡先制度について

親族連絡先制度とは、保険契約者に連絡がつかない場合の連絡先として、保険契約者の親族をあらかじめ登録することができる制度です。連絡先親族^(注)を登録する場合、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容を連絡先親族に開示します。

(注) 保険契約者が親族の同意を得たうえで、この保険契約の連絡先として当社に登録した親族をいいます。なお、親族とは、6親等内の血族、法律上の配偶者および3親等内の姻族をいいます。

- ①連絡先親族から、この保険契約の内容に関する照会が取扱代理店または当社にあった場合
- ②取扱代理店または当社から保険契約者への連絡が必要な場合で、かつ保険契約者への連絡がつかない場合
- ③当社またはグループ会社の商品・サービスを、連絡先親族にご案内する場合

3 個人情報の取扱い

注

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

4 契約取扱者の権限

注

契約取扱者が取扱代理店の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・ご契約の管理等の業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

5 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、当社に保険金を支払わせることを目的として対象ペットの身体障害を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

6 継続契約について

- 保険金請求状況や年齢等によっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、補償内容を変更することがあります。^(注)
- 当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(注) 「葬祭費用あり」プランでご契約されている場合、継続時の始期日時点对対象ペットが満11才となるときは、「葬祭費用なし」プランでご案内いたします。

7 保険会社破綻時等の取扱い

注

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

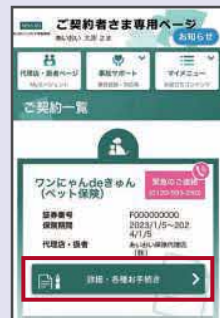
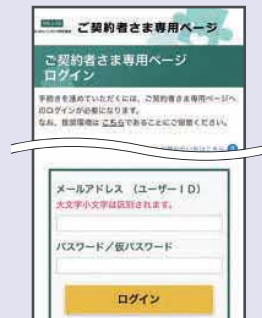
ペーパーレス保険証券とWeb約款

ワンにゃんdeきゅんはすべてのご契約がペーパーレス保険証券・Web約款となります。また、ペーパーレス保険証券・Web約款・サービスガイド・変更確認書(ペーパーレス)のご確認方法は以下のとおりです。

「ペーパーレス保険証券・Web約款・サービスガイド」の確認方法

保険証券・約款・サービスガイドはWebでご確認いただけます。「ご契約者さま専用ページ」からご確認ください。

1. スマートフォンなどから「ご契約者さま専用ページ」にログイン
2. 「ご契約一覧」から「ワンにゃんdeきゅん」を選択し、「詳細・各種手続き」をタップ
3. 確認したい項目をクリック



ペーパーレス保険証券の閲覧

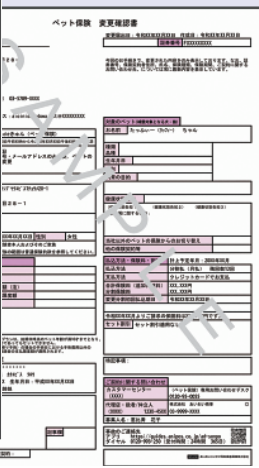
「証券・変更確認書」をタップし、ペーパーレス保険証券、変更確認書(ペーパーレス)を表示させる



〈ペーパーレス保険証券〉



〈変更確認書(ペーパーレス)〉



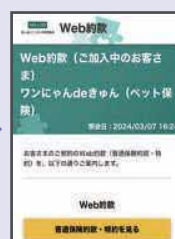
Web約款の閲覧

「ご契約内容・Web通知」をタップし、Web約款を表示させる



サービスガイドの閲覧

「ご契約内容・Web通知」をタップし、サービスガイドを表示させる



お客さまがペーパーレス保険証券・Web約款を選択された件数に応じて、各地域のNPO団体や地方公共団体等へ寄付を行っており、地域に根差した環境保護活動に役立てられています。



ペーパーレス保険証券(eco保険証券)・Web約款・サービスガイドの注意事項

- 「ペーパーレス保険証券」は「eco保険証券」のペットネームです。「重要事項のご説明」・「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」・「ご契約者さま専用ページ」等の表示は、「ペーパーレス保険証券」ではなく、「eco保険証券」となります。
- ペーパーレス保険証券・Web約款・サービスガイドの閲覧には、パソコン・スマートフォン等でのインターネット環境が必要となりますので、ご注意ください。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となりますが、機種・OSによりご利用できない場合があります。
- 「保険証券」・「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」・「サービスガイド」および「ご契約内容 確認方法のご案内(ID/パスワード通知)ハガキ」は送付されません。
- ペーパーレス保険証券・Web約款・サービスガイドの閲覧には、保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意していただくことが条件となりますので、あらかじめご了承ください。



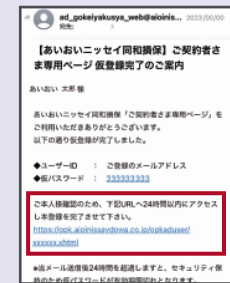
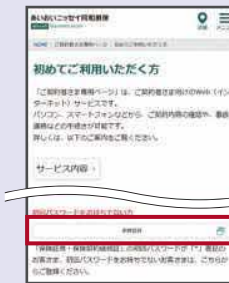
「ご契約者さま専用ページ」の登録・ログイン方法

スマートフォンなどから簡単にアクセスできます。

1. 「初回パスワードをお持ちでない方」より「新規登録」をタップ
2. 「新規利用登録」より、必要事項を入力して送信
3. 受信メール内のURLにアクセスし、本登録を完了させてください。



アクセスはこちらから！



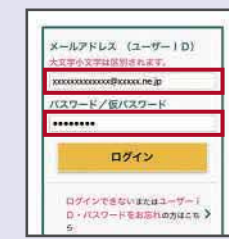
※インターネットの検索からもご登録いただけます。 あいおいニッセイ同和損保

公式HPトップ > 「ご契約者さま専用ページ」 > 初めてのお客さま



アクセスはこちらから！

1. メールアドレスとパスワードを入力してログイン



2. 「確認コード」を入力し、「マイメニュー」より「契約中の保険を追加する」をタップして、証券番号を入力



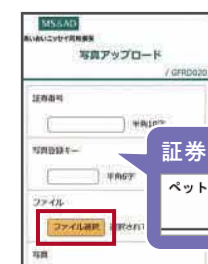
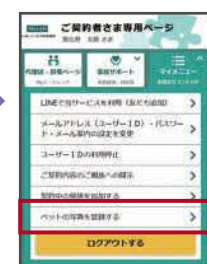
QRコード読み取り専用アプリをご使用ください。LINEなどのSNSやゲームアプリなどをご利用されると、読み取れない場合があります。

※1 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2 LINEおよびLINEロゴは、LINE株式会社の商標または登録商標です。

ペットの写真は、お手続き時にご登録いただけます。お手続き時以外にご登録いただく場合は「ご契約者さま専用ページ」からご登録ください。

1. 「ご契約者さま専用ページ」>「マイメニュー」から「ペットの写真を登録する」をタップ
2. 「ファイルを選択」をタップし、写真フォルダから登録する写真を選択して、「送信」をタップ



証券番号と写真登録キーはこちら

ペット保険 ご契約内容 (お客さま控)

写真登録キー: 123456 証券番号: FXXXXXXX (新規契約)



●登録するペットの写真についての注意事項は26ページをご確認ください。

ワンにゃんdeきゅん お手続きにあたって

お手続きの流れ

■「ワンにゃんdeきゅん」ご契約のお手続きは以下の流れとなります。

ご希望のプランおよび
下記「お手続き前に
確認させていただくこと」を
お伺いいたします

日本生命職員の
タブレット画面で
お見積の契約内容を
ご確認ください

お客さまに
健康状態告知等、
必要事項を画面に
入力いただきます

ご契約手続き完了

お手続き前に確認させていただくこと

ワンにゃんdeきゅんのご案内にあたり、以下について事前にお伺いさせていただきます。

- ペットの種類・品種
- ペットのお名前・生年月日・性別
- お引受けについて
- セット割引の対象となる契約の有無

以下に該当する場合はお引受けできませんので、事前にご連絡ください。

現在治療中もしくは経過観察中の病気やケガがある場合
過去3か月以内に病気、ケガまたは何らかの症状のため動物病院で診察を受けた場合
別表1の病気・ケガに該当する場合
別表2の選択コード01～08の傷病に3つ以上該当する場合
他社のペット保険にご加入中の場合（他社のご契約を解約予定の場合はその旨もお伝えください）

過去に別表2の「特定疾病・特定部位補償対象外となる傷病一覧」の病気やケガであると診断されたり、治療を受けたことがある場合は、その病気やケガまたはその部位により「特定疾病・特定部位対象外」として引き受けます。

■ 保険料の主な払込方法

以下から選択いただけます。 ※月払の場合は「口座振替」のみ選択可能です。

- 口座振替
- クレジットカード払
- ネット決済（スマートフォン等によるQRコード（注）決済）
- デビットカード払

（注）QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

お手続きの際には写真をご用意ください

ペットの写真を、お手続き時にご登録いただきます。

お手続き時にお客さまがスマートフォン、タブレット端末などでQRコード（注）を読み取ってご登録ください。

なお、カラー写真でのご提供をお願いいたします。

（注）QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

写真ご提出に際しての注意事項

● 対象ペット1頭で写っていること	● カラー写真でピントがあっており、ぼやけていないこと
● ペットオーナーの方や通行人等、人の顔が写っていないこと	● 直近3か月以内に撮影した写真であること
● 表情・毛色・模様の確認ができること	● 画像の修正をしていないこと
● 全身の特徴がわかること	● スマートフォン、タブレット端末などで横向きで撮影した写真であること

登録できる 写真の例



登録できない 写真の例



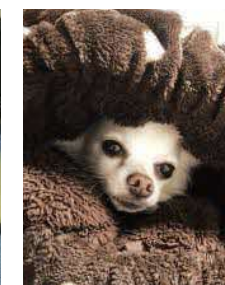
人の顔が
写っている写真



うしろ姿の
写真



スマートフォンや
PCの画面（画像）
を撮影した写真



顔だけの
写真



多頭で
写っている写真
（注）

（注）複数頭契約する場合、1頭ずつそれぞれの対象ペットの写真をご登録ください。



登録できない写真を登録された場合は、再登録をお願いすることがあります。

健康状態告知に関するQ&A

Q	A
▶ 健康状態告知回答の要否について	
健康状態告知回答の要否について教えてください。	新規のご契約時および保険金支払割合を拡大したり、「通院なし」から「通院あり」に変更した場合等、補償内容を拡大して継続する場合には、健康状態告知の回答が必要です。 ※補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は、健康状態告知の回答は不要です。
申込時に健康状態告知をしました、その後初年度契約の始期日までの間にケガや病気を被った場合、再度健康状態告知の回答は必要ですか？	不要です。 なお、初年度契約の始期日より前に被ったケガや病気は、補償されません。
申込時に健康状態告知をしたときは告知事項に該当しませんが、保険期間中に、健康状態告知の質問にある傷病や特定疾病・特定部位補償対象外となる傷病を発病した場合、継続時に再度健康状態告知の回答は必要ですか？	プランを変更しない場合は不要です。 ただし、治療費用保険金が支払限度額に達している場合は保険契約は失効となります。 なお、継続時に補償内容を拡大して継続する場合は、健康状態告知の回答が必要です。この場合、回答の結果によって、お引き受けできないことや、特定の疾病・身体部位を補償対象外としてお引き受けすることがあります。
▶ 健康状態告知事項について	
健康状態告知の質問にある「経過観察中」とはどのような状態をいいますか？	「経過観察中」とは、現段階で症状がなく、投薬等の治療がなくとも、診断を受け継続して診察・検査を受けている状態や、診察・検査を受けていなくとも、継続して投薬している状態をいいます。 また、獣医師の指示により療法食を食べている場合を含みます。経過観察中か否か判断できない場合は、獣医師にご確認ください。
健康状態告知の質問にある「過去3か月」は、告知日時点から過去3か月ででしょうか？ 始期日時点から過去3か月ででしょうか？	告知日時点から過去3か月です。
健康状態告知の告知にあたり、傷病名等が不明な場合はどうすればいいですか？	傷病名等を正確に把握されていない場合、治療を受けた動物病院の獣医師にお客さまご自身でご確認のうえ告知してください。 獣医師に確認した結果、判断に迷うものがあれば、ご契約の取扱代理店、または当社へお問合わせください。
▶ 健康状態告知事項に該当する、しない場合について	
現在、妊娠中で通院している場合は、告知事項に該当しますか？	該当しません。 なお、妊娠、出産等に関連する費用および出産後の症状にかかる費用は補償されません。
去勢・避妊手術は、告知事項に該当しますか？	該当しません。健康体に施す去勢・避妊手術は、告知対象外です。 ただし、他の傷病があり、その治療のために去勢・避妊手術をした場合は告知対象となります。
生まれつき足に障がいを持っていたり、難聴など、障がいのあるペットは告知事項に該当しますか？ また、生まれつき障がいを持っている場合は加入できませんか？	健康状態告知の結果、該当する項目がない場合は該当しません。 また、生まれつき障がいのあるペットに対して、それを理由とする引き受けの制限は行っていません。 ただし、初年度契約の始期日より前に被っていたケガや病気は補償対象外ですので、生まれつきの障がいにかかる治療費用は補償されません。
先月、異物の誤飲・誤食で通院しました。健康状態告知に該当しますか？	告知日から過去3か月以内に通院している場合は、健康状態告知の質問にある「過去3か月以内に動物病院にて病気、ケガまたは何らかの症状のため診察を受けたこと」に該当します。

ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」・自動車保険・火災保険・傷害保険のいずれかにご加入いただいておりますので、**所定の条件を満たす場合、ワンにゃんdeきゅんの保険料が5%割引になります！**

※ワンにゃんdeきゅんの始期日時点で有効な当社のニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」・所定の自動車保険・火災保険・傷害保険のいずれかのご契約があり、保険契約者が同一かつ取扱代理店が同一の場合「セット割引」が適用されます。

ペットによる賠償事故にも備えられます！

ニッセイ個人賠償プラン

まるごとマモル

ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」

日常生活のさまざまな賠償事故に備える保険です。

基本プランの場合、年間保険料 **2,360円** でご家族全員の賠償リスクを補償します！

日常生活には多くの賠償リスクがひそんでいます。

自転車で駐車中の他人の車に傷を付けてしまった

買い物中に商品を落として壊してしまった

間違っって線路へ侵入してしまい電車運行を止めてしまった(日本国内のみ)

飼い犬が他人に噛みついてケガをさせてしまった

飼い犬の散歩中、他人が散歩させている犬と喧嘩をしてケガを負わせてしまった

ペットによる賠償リスク

ワンにゃんdeきゅんとセットでご加入いただくと、
ペットに関わるリスクをまとめて補償することができるため安心です！

ペットの病気やケガに備える

ペットによる賠償事故に備える

ワンにゃんdeきゅん

ニッセイ個人賠償プラン

まるごとマモル

自動車保険

自動車での事故やケガに備えることができます！

タフTOUGH
クルマの保険

火災保険

火災・地震等による建物や家財の損害に備えることができます！

タフTOUGH
すまいの保険
+
地震保険

傷害保険

日常生活中やスポーツ中等のケガに備えることができます！

タフTOUGH
ケガの保険

- セット割引の対象となる主な商品を記載しています。
- 「ニッセイ個人賠償プラン『まるごとマモル』」は傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約をセットしたパーソナル生活補償保険、「タフ・クルマの保険」は個人総合自動車保険、「タフ・すまいの保険」はすまいの火災保険、「タフ・ケガの保険」は傷害補償特約をセットしたパーソナル生活補償保険のそれぞれのペットネームです。
- このページは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず該当の「豆知識」および「パンフレット」「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社にお問合わせください。

【別表1】引受けできない傷病一覧

傷病名	傷病の内容
心疾患 (僧帽弁閉鎖不全症など)	僧 ^{そう} 帽 ^{ぼう} 弁閉鎖不全症(MRともいいます)などの弁膜症、不整脈、心筋症、先天性心奇形などが含まれます。 治療が必要ない場合や、日常生活に支障がない場合であっても、獣医師により「心雑音がある、心臓が大きい」などの診断があった場合には、告知が必要です。
免疫介在性溶血性貧血 (IMHA)	免疫機能の異常により自分自身の赤血球を壊し、貧血になる病気です。 治療が終了していても過去に「免疫介在性溶血性貧血」と診断があった場合には、告知が必要です。
免疫介在性血小板減少症	免疫機能の異常により自分自身の血小板を壊し、止血に障害をきたす病気です。 治療が終了していても過去に「免疫介在性血小板減少症」と診断があった場合には、告知が必要です。
巨大食道症	食道が拡張することにより、嘔吐などの摂食障害を起こす病気です。食道拡張症も含まれます。 確定診断がなくとも、獣医師により「疑いがある」との診断があった場合や、すでに治療薬を継続して服用している場合には、告知が必要です。
脾外分泌不全	脾臓から分泌される消化酵素の障害で、食物の消化不全を起こす病気です。 確定診断がなくとも、獣医師により「疑いがある」との診断があった場合や、すでに治療薬を継続して服用している場合には、告知が必要です。
肝硬変	慢性的の肝疾患などにより肝臓の細胞が障害され硬くなる病気です。 確定診断がなくとも、獣医師により「疑いがある」との診断があった場合や、すでに治療薬を継続して服用している場合には、告知が必要です。
門脈シャント	通常は分かれている門脈(肝臓付近の血管)と静脈の一部がつながってしまう病気です。門脈体循環短絡症ともいいます。 過去に手術が済んでいる場合や、確定診断がなくとも、獣医師により「疑いがある」との診断があった場合、すでに治療薬を継続して服用している場合には、告知が必要です。
腎疾患(腎不全など)	腎臓の病気で腎不全、糸球体腎炎、腎盂腎炎、水腎症などが含まれます。 症状がなくとも、血液検査や尿検査などで数値の異常が確認されている場合には、告知が必要です。
脳神経疾患(水頭症を含む)	脳および神経の病気で水頭症、脳炎、脊椎空洞症、ホルネル症候群などが含まれます。 原因不明の麻痺や歩行異常などの症状がある場合には、告知が必要です。
てんかん様発作・けいれん発作	全身性のけいれんや意識障害などを発作的に繰り返す状態です。 原因について確定診断がなくとも、過去に症状がみられた場合や、獣医師により「疑いがある」との診断があった場合、すでに治療薬を継続して服用している場合には、告知が必要です。
椎間板ヘルニア	背骨にある椎間板が脊髄(背骨の中を通る神経)を圧迫し、強い痛みや麻痺などを起こす状態です。 原因について確定診断がなくとも、頸部・背部・腰部の痛み、麻痺等の症状があり、獣医師により「疑いがある」との診断があった場合には、告知が必要です。
甲状腺機能低下症	喉にある甲状腺から分泌されるホルモンが低下する病気です。クレチン病および橋本病も含まれます。 確定診断がなくとも、獣医師により「疑いがある」との診断があった場合や、すでに治療薬を継続して服用している場合には、告知が必要です。
甲状腺機能亢進症	喉にある甲状腺から分泌されるホルモンが過剰となる病気です。バセドウ病も含まれます。 確定診断がなくとも、獣医師により「疑いがある」との診断があった場合や、すでに治療薬を継続して服用している場合には、告知が必要です。
糖尿病	脾臓から分泌されるインスリンの障害で血糖値が下がりにくくなる病気です。 確定診断がなくとも、獣医師により「疑いがある」との診断があった場合や、すでに治療薬を継続して投与・服用している場合には、告知が必要です。
副腎皮質機能低下症 (アジソン病)	副腎から分泌される副腎皮質ホルモンが低下する病気です。アジソン病(症候群)ともいいます。 確定診断がなくとも、獣医師により「疑いがある」との診断があった場合や、すでに治療薬を継続して服用している場合には、告知が必要です。
副腎皮質機能亢進症 (クッシング病)	副腎から分泌される副腎皮質ホルモンが過剰となる病気です。クッシング病(症候群)ともいいます。確定診断がなくとも、獣医師により「疑いがある」との診断があった場合や、すでに治療薬を継続して服用している場合には、告知が必要です。
フィラリア症	蚊が媒介する寄生虫であるフィラリア(犬糸状虫)が心臓や血管に寄生する病気です。犬糸状虫症ともいいます。 症状がなくとも、検査結果が「陽性」の場合には、告知が必要です。
悪性腫瘍	いわゆる「がん」で、〇〇癌、〇〇肉腫、白血病、リンパ腫、肥満細胞腫を含みます。 手術で摘出済みであっても、過去に「悪性腫瘍」と診断があった場合には、告知が必要です。
猫後天性免疫不全症候群 (FIV)	猫免疫不全ウィルスが原因となり、免疫不全を引き起こす感染症です。猫エイズともいいます。 症状がなくとも、検査結果が「陽性」の場合には、告知が必要です。
猫伝染性腹膜炎(FIP)	猫コロナウィルスが原因となり、腹水がたまったり全身性の症状が発生したりする感染症です。 確定診断がない場合であっても、獣医師により「疑いがある」との診断があった場合には、告知が必要です。
猫白血病(FeLV)	猫白血病ウィルスが原因となり、白血病などを引き起こす感染症です。 症状がなくとも、検査結果が「陽性」の場合には、告知が必要です。

【別表2】特定疾病・特定部位補償対象外となる傷病一覧

選択コード※	傷病名	傷病の内容
01	股関節形成不全	股関節の发育異常のために股関節が変形したり炎症を起こしたりする病気です。 日常生活に支障がない場合であっても、獣医師により診断があった場合には、告知が必要です。 該当する場合には、股関節(両側)を特定部位とし、左右両側の股関節について補償の対象外となります。 また、股関節の炎症・脱臼・腫瘍なども補償の対象外となります。
03	レッグペルテス (大腿骨頭壊死症)	大腿骨の先端への血液供給不足により大腿骨頭が壊死する病気です。大腿骨頭壊死症ともいいます。 日常生活に支障がない場合であっても、獣医師により診断があった場合には、告知が必要です。 該当する場合には、股関節(両側)を特定部位とし、左右両側の股関節について補償の対象外となります。 また、股関節の炎症・脱臼・腫瘍なども補償の対象外となります。
02	膝蓋骨(パテラ)脱臼	膝蓋骨(ひざのお皿)が正常な位置から外れてしまう状態です。膝蓋骨のことをパテラともいうため、パテラ脱臼または単にパテラともいいます。 日常生活に支障がない場合であっても、獣医師により「膝がゆるい・ひざのお皿が外れやすい」との説明があった場合には、告知が必要です。 該当する場合には、膝関節(両側)を特定部位とし、左右両側の膝関節について補償の対象外となります。 また、膝関節の炎症・脱臼・膝の靱帯の損傷・断裂なども補償の対象外となります。
06	緑内障	眼球を満たしている液体(眼房水)の流れが悪くなり、眼球の圧力が高くなる病気です。 確定診断がなくとも、獣医師により「眼圧が高い」「疑いがある」との診断があった場合には、告知が必要です。 該当する場合には、緑内障を特定疾病とし、左右両側の緑内障が補償の対象外となります。
07	白内障	眼の水晶体が白く濁ってしまう病気です。 確定診断がなくとも、獣医師により「水晶体が濁っている」「疑いがある」との診断があった場合には、告知が必要です。 該当する場合には、白内障を特定疾病とし、左右両側の白内障が補償の対象外となります。
08	尿石症(尿結晶)・膀胱炎	尿石症は、尿に含まれるミネラル成分が結晶化し、腎臓、膀胱、尿道などで結石が形成される病気です。 膀胱炎は、細菌感染等が原因で膀胱に炎症が起こる病気です。 結石摘出手術や処方食等の治療で結晶が消失し、症状がない場合であっても、告知が必要です。 該当する場合には、下部尿路の疾患を特定部位とし、結石や細菌感染の原因に関わらず、膀胱炎や尿道炎などの下部尿路疾患が補償の対象外となります。
09	アレルギー性・アトピー性皮膚炎 再発性または慢性の皮膚疾患	皮膚の赤み、痒み、発疹などが起こる病気です。 皮膚の赤み、痒み、発疹等で3か月以上にわたり継続的治療を行った病歴がある場合、年に3回以上皮膚病を発症した病歴がある場合には、告知が必要です。 該当する場合には、皮膚の疾患を特定部位とし、皮膚科の疾患全般が補償の対象外となります。
10	外耳炎	耳の赤み、痒み、炎症、汚れなどが起こる病気です。 月に1回以上の通院を3か月以上にわたり継続的治療を行った病歴がある場合、年に3回以上外耳炎を発症した病歴がある場合には、告知が必要です。 該当する場合には、外耳炎を特定疾病とし、左右両側の外耳炎が補償の対象外となります。
11	乾性角結膜炎(ドライアイ)	涙量の減少により目の表面が乾き、角膜や結膜に障害が起こる病気です。 該当する場合には、乾性角結膜炎(ドライアイ)を特定疾病とし、左右両側の乾性角結膜炎が補償の対象外となります。
12	気管虚脱	気管がつぶれたような形に変形して、呼吸音の異常(グーグー、ガーガーといった音)や呼吸困難を引き起こす病気です。 治療が必要ない場合や、日常生活に支障がない場合であっても、獣医師により「疑いがある」との診断があった場合には、告知が必要です。 該当する場合には、気管虚脱を特定疾病とし、気管虚脱が補償の対象外となります。
13	胆泥症・胆石症	肝機能障害などさまざまな原因で、胆嚢に胆泥の貯留がみられたり、胆石が形成される病気です。 日常生活に支障がない場合や、投薬などの治療が必要ない場合であっても、獣医師により「胆泥症」「胆石症」との診断がある場合には、告知が必要です。 該当する場合には、肝・胆道系の疾患を特定部位とし、胆泥症・胆石症以外にも肝臓・胆嚢の疾患全般(肝・胆道系疾患)が補償の対象外となります。
14	巨大結腸症	結腸(大腸の一部)が常に異常に拡張した状態となり、便秘、嘔吐、食欲不振などの症状が起こる病気です。 確定診断がない場合であっても、獣医師により「疑いがある」との診断があった場合には、告知が必要です。 該当する場合には、巨大結腸症を特定疾病とし、巨大結腸症が補償の対象外となります。

※選択コード01～08の傷病に3つ以上該当する場合は、お引受けできません。

(例)

告知した選択コード	引受可否
01	可
02,03	可
01,02,08	不可
09,10,11	可
01,03,13,14	可

(注)引受可能であっても、その選択コードに該当する疾病・部位は補償対象外となります。